

## 公益通報委員会開催要綱

### (目的)

第1条 本県の公益通報制度について、外部専門家の意見を聴取し透明性及び公正性を確保するとともに、通報事案への適切な対応を図るため、公益通報委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 通報事案に関して県が行う是正措置等の対応案に関すること。
- (2) 通報事案の対応状況及び通報制度の運用状況の客観的な評価(モニタリング)及び改善に関すること。
- (3) その他公益通報の対応に係る重要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者でもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、再任は3期までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、構成員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の議事進行にあたる。

### (委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員会の初回は、財務部長が招集し、委員長の選出を行う。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (委員の義務)

第7条 委員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 業務上の地位及び業務上知り得た情報を政党又は政治目的、営利目的若しくは宗教目的のために利用しないこと。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。委員を退いた後も同様とする。

### (審議結果の公表)

第8条 本県における公益通報制度の透明性及び公正性を確保するため、委員会における会議の結果をホームページへの掲載等により広く公表するものとする。

### (謝金)

第9条 構成員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金

を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき、構成員以外の者が委員会の職務に従事したときは、構成員以外の者に対して、構成員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第10条 構成員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき、構成員以外の者が委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務その他委員会の運営に関する事務は、財務部県政改革課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年9月11日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公益通報委員会 構成員名簿

氏 名	役 職 等
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
西野 百合子	弁護士
日野 勝吾	淑徳大学 副学長・コミュニティ政策学部教授
細川 明子	公認会計士